

土地開発事業計画事前協議申請書について（お願い）

事前協議書の提出にあたり、次のことについてご協力をお願いします。

- 事前協議書の各項目において、「無記載」や「なし」があると、協議ができない場合がありますので、可能な範囲で記載をお願いします。
- 位置図には、消火栓（防火水槽）の位置、宅地分譲や共同住宅の計画で既存のごみステーションを使用する場合には、その位置を記載してください。
- 現況写真の添付をお願いします。（開発区域を赤色で縁取り）
- 「排水計画」については、可能な限り根拠資料の添付（流量計算書など）をお願いします。
- 段差の生じる箇所については、その高低差や構造が分かる、断面図や構造図の添付をお願いします。
- 開発地が農地の場合、住宅等の建物を建てない宅地造成（いわゆる宅地分譲）については、農地法の施行規則で認められていません。（用途区域内を除く。）この場合、「建売住宅」が原則となりますので、予定建物の平面図・立面図等の添付をお願いします。
※住宅用地の場合には、事業の名称・目的欄には「建売住宅用地」と記載してください。
- 吉岡町土地開発指導要綱で定めのない項目については、群馬県が発行する「開発許可制度の手引き」を準用することとなっています。（吉岡町土地開発指導要綱第34条）
- 協議書締切日（毎月10日※10日が閉庁日の場合、その前の開庁日）当日に申請書の提出があった場合、書類の不足・不備により受付ができないことがあります。
補正可能な期間を見込んでの提出をお願いします。